

平成 26 年 第 3 回

高森町議会 5 月臨時会会議録

平成 26 年 5 月 8 日 開会



高 森 町 議 会

5月8日（木）

平成26年第3回高森町議会臨時会（第1号）

平成26年5月8日
午後1時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

1番 宇藤康博君

2番 後藤三治君

日程第2 会期の決定

月 日	会議の種類	備 考
5月8日（木）	本会議	議案審議・採決

日程第3 報告第1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

日程第4 報告第2号 事故繰越しに係る繰越計算書の報告について

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

【平成25年度高森町一般会計補正予算第11号】

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

【平成25年度高森町一般会計補正予算第12号】

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

【平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第5号】

日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

【平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第6号】

日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

【平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算】

- 日程第10 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
【高森町税条例の一部改正】
- 日程第11 同意第 2号 高森町固定資産評価員の選任について
- 日程第12 議案第33号 訴えの提起について
- 日程第13 議案第34号 平成26年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第14 議案第35号 平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第15 発議第 2号 高森町議会委員会条例の一部改正について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	宇藤康博君	2 番	後藤三治君
3 番	興梶壽一君	4 番	芹口誓彰君
5 番	立山広滋君	6 番	森田勝君
7 番	田上更生君	8 番	甲斐正一君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(23名)

町長	草村大成君	教育長	佐藤増夫君
総務課長	佐藤武文君	財政指導監	村上源喜君
財政管理課長	安方含君	政策推進課長	東幸祐君
健康推進課長	馬原恵介君	住民福祉課長	阿南一也君
税務課長	沼田勝之君	農林政策課長	後藤健一君
建設課長	松本満夫君	会計課長	岩下公治君
教育委員会事務局長	阿部恭二君	監査事務局長	甲斐敏文君
総務課長補佐	後藤一寛君	財産管理課長補佐	田上浩尚君
政策推進課長補佐	古澤要介君	健康推進課長補佐	新井堅太郎君
住民福祉課長補佐	丸山雄平君	税務課長補佐	佐伯実君
農林政策課長補佐	安藤吉孝君	建設課長補佐	荒牧久君
総務課財政係長	岩下徹君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 佐藤 幸一 君 議会事務局庶務係長 白石 孝二 君

開会 午後1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。

町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） こんにちは。本日、臨時議会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方には公私ともどもご多用中にも関わらず、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

さて、記憶にまだ新しいと思いますが、先般2月の大雪の際には、なかなか私たちの父親、母親、じいちゃん、ばあちゃんくらいの世代でも、記憶がなかなかないんじゃないかというレベルのたいへん大きいこの豪雪となって、当高森町がもともと制度として運営を開始いたしておりました除雪サポーターの皆さま、そして地域のやはり、以前からずっと地域を守っていただきました、地域の皆さまのご尽力により、生活道路の確保ができましたことに関しまして、改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、今回、消防団員が不足する地域において、機能別消防団員を募集いたしましたところ、消防団のOBの方々を中心に、早速ですが、50名の方にご登録をいただいております。自助共助の精神の大切さを痛感しているところでございます。できれば皆さまにご出動をいただくようなことが起きないことがもっとも大切なことではございますが、有事の際にはどうかご協力のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。

また、来年4月より、本格運用を目指している高森光事業、情報基盤整備事業は、現在、草部・野尻地域で戸別の接続作業を行っております。事業が順調に進んでいることをご報告させていただきます。現在の加入状況は約8割近くとなっておりますが、今後も全戸加入を目指して、政策推進課を中心に加入推進を行う予定でございます。現在、順次、接続が完了したご家庭では、高森ポイントチャンネルの試験放送を視聴できるようになっておりますが、試験放送を見るだけでも多くの情報が伝達できる可能性を実感されたのではないかというふうに思っております。そもそもこの地域高森ポイントチャンネルは、日本一地域に密着した番組編成、そしてどこよりもデマ等がないようなしっかりした広告、広報に努める。そのことによって、民間の参入があったり、そして最終的には誇れる高森町の形成に向かうのではないかということを再三私も申し上げておりますので、どうかいろいろなことはあるとは思いますが、議会議員の皆さまのご協力をいただき、お知恵をいただき、や

りながら修正していくということをご理解をいただきたいというふうに思っております。また、町民の皆さまにも、ぜひとも初めての試みですので、ご理解・ご協力のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。

さて、本日の臨時議会にご提案いたします案件は、繰越計算書の報告を2件、平成25年度高森町一般会計補正予算、専決処分などの承認6件、委員選任に関する同意1件、訴えの提起など議案3件、計12件でございます。よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

なお、今回ご提案いたします報告及び承認につきましては、例年であれば6月定例議会で提案しておりましたが、生じた次の会議において議会に報告する必要があり、臨時会としては異例の案件数となっておりますことを改めましてご理解とご承認をよろしく申し上げますというふうに思います。

○議長（田上更生君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成26年第3回高森町議会臨時会を開会します。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番 宇藤康博君、2番 後藤三治君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月8日の1日にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 報告第1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

○議長（田上更生君） 日程第3、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、地

方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

繰越計算書につきましては、平成25年度補正予算（第9号）から（第12号）において、繰越明許費を設定しております各種事業であり、全体としまして18の事業について、総額で6億8,264万1,000円を平成26年度へ繰り越すものでございます。主な繰越事業につきましては、国の緊急経済対策に伴う草部第二地区と横山地区用水路整備事業の合わせて約1億3,000万円と、記録的大雪に伴う雪害復旧緊急対策経営体育成支援事業の約2億円、色見保育園新築事業の約1億500万円、道路整備関係では8つの事業で合わせて約1億7,400万円でございます。

5行目を草部地区用水隧道対策事業（一般財源分）として1,270万円を繰り越しておりますが、これは後ほど説明予定の事故繰越事業との関連があるので、財源の一部に元気交付金を予定しておりましたところ、平成25年度中の完了ができず、事故繰越しとなったことから、事業費の一部を一般財源で対応する必要が生じたため、平成25年度の現年度予算に計上し、26年度へ繰り越すものでございます。

なお、元気交付金の特定財源1,270万円につきましては、別の事業へと振り替えて活用させていただいております。

以上、ご説明いたしました各事業とも早期の事業完了を目指して推進しているところでございますことをご報告を申し上げます。

○議長（田上更生君） 本件は報告事項であります。質問があれば発言を許します。質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告については終了いたします。

-----○-----

日程第4 報告第2号 事故繰越しに係る繰越計算書の報告について

○議長（田上更生君） 日程第4、報告第2号、事故繰越しに係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 報告第2号、事故繰越しに係る繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づきご報告申し上げます。

事故繰越しとなります草部地区用水隧道対策事業につきましては、平成24年度緊急経済対策を受け同年度予算に計上し、平成25年度へと繰り越して実施したものでございますが、全国的に災害復旧による労働需要が急増している影響等により、受注者が当初予定していた現場作業員数の半分ほどしか確保できなかったことから、事業進捗が遅れ、平成25年度内での完了ができず、やむを得ず平成26年度へと繰り越すこととなったものでございます。

また、繰越明許により繰り越した予算を、繰り越した年度、つまり平成25年度予算において再度補正することはできませんが、先ほどの理由から国の承認を得て事故繰越しとして処理し、報告させていただくものでございます。

なお、本事業につきましては、先ほど説明しました繰越明許分の1,270万円と繰り越しによる翌年度繰越額の2,964万1,000円を合わせた4,234万1,000円の予算により、平成26年度の整備を行うこととなります。

以上、報告申し上げます。

○議長（田上更生君） 本件は報告事項であります。質問があれば発言を許します。質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号、事故繰越しに係る繰越計算書の報告については終了いたします。

-----○-----

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

【平成25年度高森町一般会計補正予算第11号】

○議長（田上更生君） 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 承認第3号でご報告いたします。専決第3号、平成25年度高森町一般会計補正予算（第11号）についてご説明を申し上げます。

専決しました内容は、昨年12月と今年2月の大雪により被災した農業関連施設の復旧等に対する補助金や、国民健康保険の保険基盤安定負担金が追加交付されたことによるものなどで、歳入歳出それぞれ1億6,639万4,000円の追加であり、これを現計予算に合算いたしますと、総額52億2,820万3,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

第2表繰越明許費の補正につきましては、第2款の総務費での国の緊急経済対策による補助金の交付内定を受けたことにより、高森町山と森の暮らし再生プロジェクト事業として840万円を追加しております。

また、第5款農林水産業費におきましては、雪害復旧緊急対策経営体育成支援事業として2億85万5,000円を追加いたしました。

続きまして、7ページで歳入予算についてご説明申し上げます。

第14款国庫支出金では、山と森の暮らし再生プロジェクト事業の財源となります。過疎集落等自立再生対策事業補助金を計上いたしております。

第15款県支出金の民生費県補助金では、国民健康保険事業の保険基盤安定負担金の追加交付分を計上いたしました。

同じく、県支出金の農林水産業費県補助金では、雪害復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金を計上いたしております。補助金の内訳といたしましては、被災施設の撤去費分と再建修繕費分の2種類があり、負担割合につきましては、撤去費分は、国費50%と、県費25%で、合わせて75%の補助となります。また、再建修繕費分につきましては、国費50%と県費20%で、合わせて70%の補助となっております。

次に、8ページから歳出予算についてご説明いたします。

第2款総務費におきましては、国の緊急経済対策を受けた高森町山と森の暮らし再生プロジェクト事業補助金を計上いたしております。国の経済対策を受けたこの補助事業につきましては、昨年度も採択を受けており、2年連続という形になりますが、昨年度は高森町色見地区を中心に地域再生の取り組みを行っております。本年度の採択事業の内容といたしましては、草部・野尻地区全体での取り組みとして実施するもので、熊本県立大学や東海大学、熊本大学との連携を図り、ツーリズムを核とした交流を生むことで、高森町ブランド化を総合的かつ計画的に推進し、子どもたちが住み続けることができる、豊かで活力がある高森町の実現を目指した、人材育成や地域振興などのソフト事業を行うものでございます。

第3款民生費では、国民健康保険事業の保険基盤安定繰出金を計上いたしております。平成25年度の追加負担金として、県からの受け入れと、国民健康保険特別会計への繰り出しを年度内に完了させる必要がありましたことから専決させていただいたものでございます。

第5款農林水産業費では、雪害復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金を計上い

たしております。歳入で説明いたしました国県補助金に町の負担分を合わせた額を計上しております。そのうち、撤去費用補助につきましては、町に25%の負担割合があり、受益者負担は発生いたしません。また、再建修繕費補助の町負担割合は20%であり、受益者負担が10%となっております。なお、町の負担額は総額で約4,600円となっておりますが、地法公共団体の補助分につきましては、特別交付税措置が講じられることから、実質的には約1,250万円程度の町負担となる見込みでございます。

最後に、諸支出金につきましては、財源調整のため財政調整基金積立金を減額いたしました。

以上、専決しました主な内容についてご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

失礼いたしました。一般会計補正予算の説明で、今ご指摘がございましたように、町の負担額は総額で約4,600万円となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

【平成25年度高森町一般会計補正予算第12号】

○議長（田上更生君） 日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 承認第4号でご報告いたします、専決第6号、平成25年度高森町一般会計補正予算（第12号）についてご説明申し上げます。

専決しました内容は、地域の元気臨時交付金の採用事業確定に伴い、対象事業の最終的な財源調整による地方債の補正や、権限移譲事務取扱交付金の各事務への財源調整、また地方譲与税や各種交付金、地方交付税などの最終調整によるもので、歳入歳出それぞれ9,420万1,000円の追加であり、これを現計予算に合算いたしますと、総額53億2,240万4,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

第2表繰越明許費の補正につきましては、新たに3つの事業を追加するものと、色見保育園新築事業と町道改修事業については、それぞれ減額と増額の変更を行うものでございます。

7ページの第3表地方債補正につきましては、元気交付金の採用事業確定に伴い、特に情報通信基盤整備事業の限度額を3,260万円減額するなど、それぞれ減額するものでございます。

続いて、10ページから歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

第2款地方譲与税から、12ページの第11款交通安全対策特別交付金につきましては、国からの最終交付決定を受けたことによる調整であります。

第14款国庫支出金の地域の元気臨時交付金につきましては、先ほど繰越計算書においても一部触れておりますが、草部地区用水隧道対策事業が事故繰越しになった関係で、その財源として充当できなくなった元気交付金を予算計上し、平成26年度へと繰り越すものでございます。

13ページの第15款県支出金の災害復旧費県補助金につきましては、過年度分の農地等災害復旧事業県補助金を計上しておりましたが、本来受け入れるべき第20款諸収入の雑入において、過年度収入という目を設け、本来の形として受け入れるものでございます。

14ページの第21款町債につきましては、元気交付金の採用事業確定などに伴い、それぞれ減額調整するものでございます。

次に、15ページから歳出予算について説明いたします。

各款におきまして、説明欄に財源組み換えと表示しておりますのは、元気交付金と権限移譲事務取扱交付金対象事業について、それぞれ充当額の確定に伴い、組み換えを行っているものでございます。

16ページの第5款農林水産業費の畜産事業費におきましては、平成25年度に

条例制定しました優良保留牛導入貸付制度に基づき予算計上しておりましたが、子牛価格の高騰などにより、最終的に貸付実績がなかったことから減額をさせていただきました。

17ページの地域の元気臨時緊急経済対策費では、草部地区用水隧道対策事業の一般財源分を計上いたしております。

第7款土木費の道路維持費と道路新設改良費では、繰り越しとなります各事業の一般財源分として追加計上したものでございます。

第8款消防費の防災管理費では、除雪サポーターによる除雪作業にかかる経費の確定により、賃金と機械借上料を減額しております。

第12款諸支出金では、財政調整基金への積立金を追加計上しておりまして、今年度の積立額が約1億4,200万円となり、今回の予算後の財政調整基金残高は約13億4,800万円となっております。

以上、専決いたしました主な内容についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

なお、予算書とは別に、先ほど資料としてお配りいたしました地域の元気臨時交付金の交付と採用実績という表題の1枚の紙をご覧ください。

上段の交付内訳に記載しております11の事業を行うことにより、総額1億5,456万6,000円が交付されることになり、下段の11事業の財源として活用したところでございます。先ほども申し上げましたが、平成26年度へ繰り越しとなる事業につきましては、基本的に元気交付金を充当できないことから、予定しておりました単独事業の財源を見直す必要が生じており、最終的にはこの内容での実績となったことをご報告を申し上げさせていただきます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 2番 後藤です。

ただいまの町長のほうの説明の中で、16ページです。5款の農林水産業費の畜産事業費の貸付金のことでお伺いしたいと思います。25年度当初に、やはり農業経営が非常に厳しいから、そういう条例を作って貸し付けを行うということで、私たち議員としても非常にいい制度を作られたなど、非常に喜んでいただいておりますが、先ほど町長の答弁では、子牛の価格安定ということで、今年度は貸し付けを受ける方がいっしょらなかったということで減額されたわけなんですか、それも確かにそうだとは思いますが、せっかく作った条

例が本当に農家の方に趣旨が行き渡って、その上で先ほどのような理由で利用されなかったのか。もう一つは、住民への周知がまだまだ不足していて、そういう制度があることをご存じなくて使われなかったのかというのが、ちょっと私としては心配するところでございます。もともとこの条例を作られた中で、農家の方からの要望があったのか、あるいは町サイドで独自に作られた条例だったのか、そこらへんも併せてお答えいただければと思いますけど。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） こんにちは。2番議員のご質問にお答えいたします。

優良保留牛の貸付金につきましては、当初、あか牛の増頭ということを見込みまして、各農家等のご意見等もお伺いして、そういう貸付制度という形を、単なる補助じゃなくて、貸付制度のほうが、相手が生き物でございますので、そのほうが馴染んでいるのではないかということで、当初、導入をしたところでございます。しかしながら、最近のあか牛の牛肉の人気と申しますか、価値の増加によりまして、当初予定したよりも子牛価格が相当高いということで、導入については躊躇される農家の方もかなりいらっしゃったということでございます。もうしばらくしますと、価格等も安定すると思われまして、今しばらくこの制度を継続いたしまして、動向を見守りたいというふうに考えております。将来にわたりましては、今一度、農家の皆さま方のご意見等も拝聴しながら、また別の形で対応するのがいいのか、あるいは議員さんのご意見等もお伺いして、その中で制度の変更なり、それから見直しに努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番 後藤三治議員のご質問に補足をさせていただきます。

現在の流れといたしましては、後藤課長が答弁したとおりでございます。そもそもこの制度を導入した経緯とスタート地点といたしましては、私が選挙で掲げました草村大成の政策集の中に、具体的にこの貸付制度を明記させていただいております。そういう中、その後で事務方が積み上げたわけでございますが、またその節に関しましては、議会のご協力、そしてご承認をいただいて、しっかりした条例が出来たのではないかとこのように思っております。改めまして、お礼を申し上げたいというふうに思います。やはり、今、課長が答弁したとおり、今年は確かに良かったと思います。また、これが5年、10年、ずっと続いていただくことが本当に一番良いことではないかというふうに思っておりますが、やはりそんななかなかこの景気が続くことは、どこの産業もないわけでございます、そのためにはせっかく

議会のご承認をいただき制定させていただいたこの条例を、これから先も維持をして、継続して、そういうときには使っていきたいというふうに思っております。

また、農家の方への周知徹底につきましては、私が約20カ所で行う政策説明会の中でも、この制度は説明させていただいておりますが、やはり2番議員さんがおっしゃるように、なかなか1回や2回、3回で伝わるわけではないというふうに、改めまして認識をいたしております次第でございます。政策推進課が掲げます高森ポイントチャンネルでのさらなる広報等々を、農家の制度だけではなく、ほかの制度も含めまして、やっていかなければいけないということをご報告をさせて、私はそういうふうに思っているということをご報告をさせていただきます。以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

【平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第5号】

○議長（田上更生君） 日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 承認第5号でご報告いたします。専決第4号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

専決しました内容は、承認第3号で説明がありましたとおり、一般会計から繰り

出しました端数処理をした567万7,000円を国保特会に繰り入れ、歳入歳出予算の総額を11億6,213万4,000円とするものでございます。これは3月17日付けで熊本県から国民健康保険基盤安定負担交付金の決定通知が行われたためございまして、制度の規定により一連の事務を3月31日までに完了する必要があったためでございます。

まず、6ページをお開きください。歳入予算についてご説明申し上げます。

第10款繰入金、第1目一般会計繰入金におきましては、一般会計からの繰入金567万7,000円を追加しております。

続きまして、7ページの歳出予算について説明申し上げます。

第11款予備費におきまして繰り入れました567万7,000円を計上しております。

以上、専決しました内容につきましてご説明申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

【平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第6号】

○議長（田上更生君） 日程第8、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 承認第6号でご報告いたします、専決第7号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

専決しました内容は、平成25年度高森町国民健康保険療養給付費等負担金等の実績額により補正したもので、歳入歳出それぞれ50万9,000円の追加であり、これを現計予算に合算いたしますと、総額11億6,264万3,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

第4款国庫支出金、第1項国庫負担金では、平成25年度の実績に伴う調整により減額をいたしております。同第2項国庫補助金では、追加交付分を計上いたしております。

第5款療養給付費等交付金、第1目療養給付費等交付金では、平成25年度の実績に伴う調整により減額するものでございます。

続きまして、7ページです。

第7款県支出金、第1目財政調整交付金では、市町村間での保険税額の標準化を支援する特別調整交付金が当初の見込額を下回ったため減額するものでございます。

第8款共同事業化交付金、第1目共同事業化交付金では、熊本県国保連合会より一定額を超える高額医療費の支給があった場合に交付されるもので、追加交付分を計上いたしました。

続きまして、8ページから歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費では、実績により一般及び退職被保険者分を合わせまして2,040万円を減額するものでございます。

8ページから9ページの同第2項高額療養費では、実績により一般及び退職被保険者分を合わせて440万円を減額するものでございます。

続きまして、9ページ、同第4項出産育児一時金については、実績により110万円減額するものでございます。

続きまして、10ページです。

第6款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金については、拠出額が当初の見込額を下回りましたので、450万円を減額するものでございます。

最後に、予備費につきましては、3,200万9,000円を計上しております。

以上、専決しました主な内容についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご

承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

【平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算】

○議長（田上更生君） 日程第9、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 承認第7号でご報告いたします。専決第8号、平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

専決しました内容は、平成25年度後期高齢者医療広域連合受託事業収入等の実績額により補正したもので、既定の予算から歳入歳出それぞれ16万5,000円を減額して、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,224万2,000円にするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算についてご説明申し上げます。

第5款諸収入、第2項償還金及び還付加算金では、平成25年度には償還実績がなく、減額するものでございます。同第4項受託事業収入では、収入実績により1万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、7ページで歳出予算についてご説明申し上げます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1目後期高齢者医療広域連合納付金では、年間の保険料が当初見込みを下回りましたので、259万円を減額するものでございます。

最後に、予備費につきましては、242万5,000円を計上しております。

以上、専決しました内容につきましてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第10 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町税条例の一部改正】

○議長（田上更生君） 日程第10、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。税務課長 沼田勝之君。

○税務課長（沼田勝之君） 承認第8号で承認を求めます、専決第5号、高森町税条例等の一部改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の税条例等の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成26年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも平成26年4月1日から施行されることに伴い、専決処分をさせていただきました。

主な改正概要につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、法人町民税におきましては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力の格差の縮小を図るため、消費税8%の現段階において、法人住民税の法人割の一部を国税化し、地方交付税の源資にされることとなりました。

次に、軽自動車税の見直しにおきましては、平成27年度から原付き及び二輪車の標準税率を現行の約1.5倍に引き上げられることとなりました。また、軽四輪車及び小型特殊自動車の標準税率を、自家用乗用車は現行の1.5倍、その他は約1.25倍に新規登録車から引き上げることとなりました。

また、環境への配慮を進める観点から、最初の新規登録から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課が導入されることとなりました。

具体例でご説明を申し上げます。新旧対照表の2ページをお開きください。新旧対照表2ページ、上段にありますように、法人町民税の法人税割の税率を12.3%から9.7%に引き下げ、その相当分について、国税として地方法人税、これは仮称であります。地方法人税を創設し、交付税特別会計に直接繰り入れをし、地方交付税の源資化を図ることとなりました。

次に、新旧対照表4ページをご覧ください。新旧対照表4ページ中段以降に、軽自動車税の税率につきましてご説明いたします。平成27年度以降において、原動機付き自転車につきましては、その排気量により2倍から1.5倍程度重課されております。

また、次の5ページ、四輪以上のものについては、新規取得車において、営業用が年額5,500円から6,900円に、自家用が年額7,200円から1万800円に重課されることとなっております。

次に、新旧対照表14ページ中段をご覧ください。新旧対照表14ページ中段、環境への配慮を進める観点から、最初の登録から13年を経過した軽四輪車等については、その翌年度から中段表のように、標準税率の概ね20%を28年度から重課されることに改正されました。

以上、専決しました内容についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第11 同意第2号 高森町固定資産評価員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第11、同意第2号、高森町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第2号でご提案いたします、高森町固定資産評価員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

今回の選任は、高森町固定資産評価員でありました色見継治氏が、本年3月31日をもって評価員を退任されたため、新たに税務課長となりました沼田勝之氏を高森町固定資産評価員に選任するものです。

地方税法第404条第2項の規定により、固定資産評価員は固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て選任することとされているため、提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号、高森町固定資産評価員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号、高森町固定資産評価員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第33号 訴えの提起について

○議長（田上更生君） 日程第12、議案第33号、訴えの提起についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第33号でご提案いたしました、訴えの提起につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の訴えの提起につきましては、これまで議会全員協議会等において詳細説明をしてまいりました、株式会社パスマインダー、現在の代表者である代表取締役岡本カヲル氏、並びに当時の代表取締役及び介護支援専門員であった堤峰子氏、両名に対するものであり、平成21年2月から介護給付費の返還請求をしてまいりました。私が町長に就任をさせていただいた後も、再三にわたり返還の請求をしてまいってきたわけですが、相手方がこれに応じないため、不適正な行為により本町から支払いを受けた介護給付費の返還及びその遅延損害金等の支払いを求めるものでございます。

なお、同社高森支店につきましては、平成12年3月7日付けで設置、平成20年3月11日付けで廃止の登記がなされており、現在、高森町内に事務所は存在しておりません。

また、支払いを求める内訳は、返還を求める額につきましては、支払った介護給付費等のうち、返還されるべき額である206万7,211円、遅延損害金につきましては、支払催告期日の翌日から支払済日に至るまでの間のものであり、返還額の民法に基づく法定利率約5%を乗じて算出した額及び訴訟費用となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号、訴えの提起についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号、訴えの提起については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第34号 平成26年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第13、議案第34号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第34号でご提案いたしました、平成26年度高森町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、議案第33号でご説明申し上げました訴訟費用等について、介護保険特別会計へ繰り出すものであり、予算総額の変更はございません。

6ページをお開きください。

第3款民生費において、介護保険特別会計への繰出金として75万円を計上しており、その財源につきましては予備費から対応するものでございます。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要をご説明いたしました。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号、平成26年

度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 4 議案第 3 5 号 平成 2 6 年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第 1 4、議案第 3 5 号、平成 2 6 年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 議案第 3 5 号で提案いたしました、平成 2 6 年度高森町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ 7 5 万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 5, 0 2 3 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。その概要の主なものについてご説明申し上げます。

6 ページをお開きください。

歳入、第 6 款繰入金、第 1 目その他一般会計繰入金を 7 5 万円増額しております。これは議案第 3 3 号でご説明申し上げました提訴に関するものであり、介護給付費の返還請求に伴う訴訟費用につきまして、一般会計から事務費等繰入金を増額いたしております。

7 ページをお開きください。

歳出、第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費につきましては、訴訟に関しまして、町の顧問弁護士と委任契約を締結する必要があり、その他のための委託料 7 5 万円を増額しております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 5 号、平成 2 6 年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 発議第2号 高森町議会委員会条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第15、発議第2号、高森町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。提出者、5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） こんにちは。5番 立山です。

提出者を代表いたしまして、高森町議会委員会条例の一部改正について提案説明をいたします。

高森町課設置条例の一部改正により、高森町議会委員会条例第2条の改正を行うものです。

改正する内容につきましては、高森町議会委員会条例新旧対照表をご覧くださいますようお願いいたします。

議員各位におかれましては、この条例の一部改正をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。立山広滋君ほか3名から提出されました発議第2号、高森町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、立山広滋君ほか3名から提出されました発議第2号、高森町議会委員会条例の一部改正については、可決されました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。
平成26年第3回高森町議会臨時会を閉会します。
お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午後2時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成26年第3回臨時会

平成26年5月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生
編集人 高森町議会事務局長 佐藤幸一
作成 株式会社アクセス
電話 (096) 372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168
電話 (0967) 62-1111